

## 第4章 災害ケースマネジメントの実施

災害ケースマネジメントは、発災後の段階に応じて、主たる目的や取組方法等が異なる。このため、進め方について、発災後の段階を以下の3つに区切り、それぞれの取組について記載する。

- 発災直後～避難所運営段階
- 避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階
- 応急仮設住宅供与段階以降

地域ごとの被災の程度によって取組の要否は異なることから、被災の状況に応じて参考にされたい。

フェーズ	特徴	対応のポイント
発災直後 ～ 避難所運営段階	● 発災直後～避難所運営段階は、避難所に加え在宅等で避難生活を送っている被災者もあり、在宅等の被災者も含めた被災者の状況把握が必要。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 避難所や在宅等における被災者のうち緊急的な対応が必要な者を発見、把握し、医療や保健、福祉といった必要な支援につなぐ。</li><li>● 自立・生活再建に向けた支援の情報提供（罹災証明書の申請等）。</li></ul>
避難所閉所検討 ～ 応急仮設住宅 供与段階	● 避難所閉所検討から、応急仮設住宅等での生活に移行していく段階は、自立・生活再建に向けた支援が本格化していく。生活の再建に向け、支援が必要な被災者に漏れがないよう被災者の状況把握が必要。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被災者の状況を聞き取り、アセスメントを実施することで、被災者の支援の必要性や支援の頻度等を決定。</li><li>● 支援漏れが発生しないよう、必要な地域については全戸調査を行う等の対応が必要。</li></ul>
応急仮設住宅 供与以降	● 応急仮設住宅の供与が始まって以降は、個々の被災者の自立・生活再建に向けて継続的な支援が必要。	<ul style="list-style-type: none"><li>● アセスメントに基づき、支援が必要な被災者に対して継続的に寄りそった支援を実施する。</li><li>● 支援の実施にあたっては、個別訪問、ケース会議の実施、適切な支援策のつなぎ等に加え、コミュニティの構築支援等の実施も検討する。</li><li>● 支援にあたっては、被災者の自立・生活再建の意向を尊重し、行政からの押し付けとならないよう配慮する。</li></ul>

※ 3つの段階は、各段階で被災者支援の目的や取組が異なることから説明上分けたものであり、その名称は各段階の区分を示すため形式的に使用している。このため、全期間を通じて、在宅等においても支援が必要な被災者がいることに注意する。